

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月2日
【発行者名】	ジャパンエクセレント投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 小川 秀彦
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目15番9号
【事務連絡者氏名】	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 取締役経営企画部長 堀川 主計
【連絡場所】	東京都港区南青山一丁目15番9号
【電話番号】	03 - 5412 - 7911 (代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人は、2019年10月1日付にて、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

a. 名称

株式会社第一ビルディング

b. 資本金の額

900百万円（2019年3月末日時点）

c. 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項で定義される利害関係人等に該当し、本投資法人との間で本投資法人の保有資産の一部に係るマスターリース契約等を締結しています。

(2) 当該異動の理由及びその年月日

a. 異動の理由

第一生命ホールディングス株式会社（本投資法人の資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の主要株主（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第244条第4号に定義されます。）である第一生命保険株式会社の親会社）が2019年10月1日付で株式会社第一ビルディングを子会社化したことに伴い、本資産運用会社の発行済株式総数の5%を保有する株式会社第一ビルディングは、同日付で、本資産運用会社の利害関係人等に該当することとなりました。また、2019年6月期（2019年1月1日～2019年6月30日）の末日から過去3年間に於いて、本投資法人及び本投資法人の特定資産である信託の受益権に係る信託の受託者と株式会社第一ビルディングとの間で行われた不動産及び信託財産である不動産の貸借の取引金額の合計額の1営業期間当たりの平均額が、2019年6月期における本投資法人の営業収益の合計額の20%以上に相当するため、株式会社第一ビルディングは、2019年10月1日付で、特定関係法人（本資産運用会社の親会社、本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第29条の3第3項第1号及び第2号の取引を行い、又は行った法人、並びに本資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第3号及び第4号の取引を行い、又は行った法人）に該当することとなったものです。

b. 異動の年月日

2019年10月1日